

(次世代育成対策推進法)

社会福祉法人同朋福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全職員がその能力を十分に発揮できるように雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日 ～ 平成32年3月31日

2. 内容

目標1. 計画期間内に育児休業及び子どもの看護のための休暇取得率を次の水準以上にする。

男性職員 期間中に2人以上取得する

女性職員 取得率を80%以上にする

「対策」

- 平成28年4月～平成29年3月
- 育児休業及び子の看護休暇制度を円滑に利用しやすいものとする
- 育児休業及び子の看護休暇制度を運用することにつき、管理職の理解を得る
- 育児休業及び子の看護休暇制度を全職員に周知させる

目標2. 所定外労働を削減するため、組織内の意識啓発等の活動を行う。

「対策」

- 平成28年4月～平成29年3月
- 管理職が所定外労働削減の重要性を理解するとともに、職員が個々に所定外労働発生の原因に気づきその解消に取り組みことができるように、管理職と職員が一体となって組織全体として意識啓発を行う。

目標3. 年次有給休暇の1人当たりの取得率を70%以上にする。

「対策」

- 平成28年4月～平成29年3月
- 年次有給休暇の取得について実態調査を実施し、取得しにくくしている要因を明らかにするとともにその解消に努める
- 法人広報誌等によって、年次有給休暇取得促進の呼びかけを行う。